

優先利用申請について

サーラグリーンアリーナでは大会・催事利用のための優先予約受付を行っております。

優先利用申請には条件があります。

予めサーラグリーンアリーナへお問い合わせをしていただき、優先利用願の提出をお願いします。



第3号様式

スポーツ協会事務局		スポーツ協会総務課		回 議
常務理事	事務局長	課 長		下記の理由で 受 理 不受理 します。
所長				
				年 月 日 印

(あて先)	年 月 日
指定管理者 公益財団法人浜松市スポーツ協会会長	
住所 (所在地)	
氏名	印
(名称及び代表者)	
電話 ()	
浜松市浜北総合体育館優先利用願	
浜松市浜北総合体育館の利用にあたり、次のとおり優先利用の取扱いを受けたいので、浜松市総合体育館条例施行規則第2条第2項により願ひ出ます。	
記	

利 用 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 月 日 () 時 分
利 用 施 設	メインアリーナ (全・2/3・1/2・1/3) サブアリーナ (全・1/2) 会議室 (第1・第2・第3) 軽体操室 控室 放送室
利 用 目 的 (行事の名称)	
利 用 内 容	スポーツ・文化イベント・集会・スポーツ興行・展示、販売・その他 ()
利 用 人 員	人
優先利用を 希望する理由	

連絡責任者 住所 〒 連絡先 (自 宅)
氏名 電話番号 (携帯電話)

利用にあたり次のことを厳守いたします。

1. 優先利用許可後は、速やかに利用許可申請書を提出し利用料金を納付します。
2. メインアリーナ利用の場合は、優先利用許可後、2週間以内に予納金を納付します。
3. 優先利用許可後は、第三者への権利の譲渡はいたしません。
4. 優先利用許可後は、利用の取消しは原則いたしません。
5. 後納の必要がある場合は、速やかに後納申請書を提出いたします。
6. 利用日の1箇月前に、館側と必ず利用打合せをいたします。
7. 利用当日の備付物品、空調、照明利用料につきましては、請求があり次第速やかにお支払いいたします。
8. 選挙等特別な事業が入った場合は、双方で日程の変更等調整を行います。

第3号様式

スポーツ協会事務局		スポーツ協会総務課		回 議
常務理事	事務局長	課 長		
				下記の理由で 受 理 不受理 します。
所 長				
				年 月 日 印

(あて先) 年 月 日	
指定管理者 公益財団法人浜松市スポーツ協会会長 住所 (所在地) 氏名 ⑩ (名称及び代表者) 電話 ()	
浜松市浜北平口サッカー場優先利用願	
浜松市浜北平口サッカー場の利用にあたり、次のとおり優先利用の取扱いを受けたいので、浜松市運動広場条例施行規則第2条第2項により願います。	
記	
利 用 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 月 日 () 時 分
利 用 施 設	サッカー場 (全・3/4・1/2・1/4) スポーツ広場 (全・3/4・1/2・1/4) 本部室兼会議室 選手控室 (1・2) 審判室
利 用 目 的 (行事の名称)	
利 用 内 容	スポーツ・文化イベント・集会・スポーツ興行・その他 ()
利 用 人 員	人
優先利用を 希望する理由	

連絡責任者 住所 〒
氏名

連絡先(自宅)
電話番号(携帯電話)

利用にあたり次のことを厳守いたします。

1. 優先利用許可後は、速やかに利用許可申請書を提出し利用料金を納付します。
2. 優先利用許可後は、第三者への権利の譲渡はいたしません。
3. 優先利用許可後は、利用の取消しは原則いたしません。
4. 後納の必要がある場合は、速やかに後納申請書を提出いたします。
5. 利用日の1箇月前に、施設側と必ず利用打合せをいたします。
6. 施設及び備付物品並びに照明利用料につきましては、請求があり次第速やかにお支払いいたします。
7. 選挙等特別な事業が入った場合は、双方で日程の変更等調整を行います。

第3号様式

スポーツ協会事務局		スポーツ協会総務課		回 議
常務理事	事務局長	課 長		
				下記の理由で 受 理 不受理 します。
所長				
				年 月 日 印

(あて先)	年 月 日
指定管理者 公益財団法人浜松市スポーツ協会会長	
住所 (所在地)	
氏名	印
(名称及び代表者)	
電話 ()	
明神池運動公園優先利用願	
明神池運動公園の利用にあたり、次のとおり優先利用の取扱いを受けたいので、浜松市都市公園条例施行規則第4条第2項により願ひ出ます。	
記	

利 用 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 月 日 () 時 分
利 用 施 設	野球場 (全部使用・一部使用) 会議室 庭球場 (全面・A面・B面・C面・D面・E面・F面) 本部室
利 用 目 的 (行事の名称)	
利 用 内 容	スポーツ・文化イベント・集会・スポーツ興行・展示、販売・その他 ()
利 用 人 員	人
優先利用を 希望する理由	

連絡責任者 住所 〒 連絡先 (自 宅)
氏名 電話番号 (携帯電話)

利用にあたり次のことを厳守いたします。

1. 優先利用許可後は、速やかに利用許可申請書を提出し利用料金を納付します。
2. 優先利用許可後は、第三者への権利の譲渡はいたしません。
3. 優先利用許可後は、利用の取消しは原則いたしません。
4. 後納の必要がある場合は、速やかに後納申請書を提出いたします。
5. 利用日の1箇月前に、館側と必ず利用打合せをいたします。
6. 選挙等特別な事業が入った場合は、双方で日程の変更等調整を行います。

第3号様式

スポーツ協会事務局		スポーツ協会総務課		回 議
常務理事	事務局長	課 長		
				下記の理由で 受 理 不受理 します。
所長				
				年 月 日 印

(あて先) 年 月 日
 指定管理者
 公益財団法人浜松市スポーツ協会会長
 住所
 (所在地)
 氏名 ⑩
 (名称及び代表者)
 電話 ()

浜松市浜北体育館優先利用願

浜松市浜北体育館の利用にあたり、次のとおり優先利用の取扱いを受けたいので、浜松市総合体育館条例施行規則第2条第2項により願ひ出ます。

記

利 用 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 月 日 () 時 分
利 用 施 設	競技場 (全面・北面・南面) 軽スポーツ室
利 用 目 的 (行事の名称)	
利 用 内 容	スポーツ・文化イベント・集会・スポーツ興行・展示、販売・その他 ()
利 用 人 員	人
優先利用を 希望する理由	

連絡責任者 住所 〒 連絡先 (自 宅)
 氏名 電話番号 (携帯電話)

利用にあたり次のことを厳守いたします。

1. 優先利用許可後は、速やかに利用許可申請書を提出し利用料金を納付します。
2. 優先利用許可後は、第三者への権利の譲渡はいたしません。
3. 優先利用許可後は、利用の取消しは原則いたしません。
4. 後納の必要がある場合は、速やかに後納申請書を提出いたします。
5. 利用日の1箇月前に、館側と必ず利用打合せをいたします。
6. 選挙等特別な事業が入った場合は、双方で日程の変更等調整を行います。

第3号様式

スポーツ協会事務局		スポーツ協会総務課		回 議
常務理事	事務局長	課 長		
				下記の理由で 受 理 不受理 します。
所長				
				年 月 日 印

(あて先) 年 月 日
 指定管理者
 公益財団法人浜松市スポーツ協会会長
 住所
 (所在地)
 氏名 ⑩
 (名称及び代表者)
 電話 ()

浜松市浜北武道館優先利用願

浜松市浜北武道館の利用にあたり、次のとおり優先利用の取扱いを受けたいので、浜松市武道場条例施行規則第2条第2項により願ひ出ます。

記

利 用 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 月 日 () 時 分
利 用 施 設	柔道場 (全面・北面・南面) 剣道場 (全面・北面・南面) 弓道場 (全面・東面・西面) 会議室
利 用 目 的 (行事の名称)	
利 用 内 容	スポーツ・文化イベント・集会・スポーツ興行・展示、販売・その他()
利 用 人 員	人
優先利用を 希望する理由	

連絡責任者 住所 〒
 氏名

連絡先(自 宅)
 電話番号(携帯電話)

利用にあたり次のことを厳守いたします。

1. 優先利用許可後は、速やかに利用許可申請書を提出し利用料金を納付します。
2. 優先利用許可後は、第三者への権利の譲渡はいたしません。
3. 優先利用許可後は、利用の取消しは原則いたしません。
4. 後納の必要がある場合は、速やかに後納申請書を提出いたします。
5. 利用日の1箇月前に、館側と必ず利用打合せをいたします。
6. 選挙等特別な事業が入った場合は、双方で日程の変更等調整を行います。

第3号様式

スポーツ協会事務局		スポーツ協会総務課		回 議
常務理事	事務局長	課 長		
				下記の理由で 受 理 不受理 します。
所長				
				年 月 日 印

(あて先)	年 月 日
指定管理者 公益財団法人浜松市スポーツ協会会長	
住所 (所在地)	
氏名	印
(名称及び代表者)	
電話 ()	
浜松市サンライフ浜北優先利用願	
浜松市サンライフ浜北の利用にあたり、次のとおり優先利用の取扱いを受けたいので、浜松市総合体育館条例施行規則第2条第2項により願ひ出ます。	
記	

利 用 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 月 日 () 時 分
利 用 施 設	体育室、会議室、和室、研修室、講習室
利 用 目 的 (行事の名称)	
利 用 内 容	スポーツ・文化イベント・集会・スポーツ興行・展示、販売・その他()
利 用 人 員	人
優先利用を 希望する理由	

連絡責任者 住所 〒
氏名

連絡先(自 宅)
電話番号(携帯電話)

利用にあたり次のことを厳守いたします。

1. 優先利用許可後は、速やかに利用許可申請書を提出し利用料金を納付します。
2. 優先利用許可後は、第三者への権利の譲渡はいたしません。
3. 優先利用許可後は、利用の取消しは原則いたしません。
4. 後納の必要がある場合は、速やかに後納申請書を提出いたします。
5. 利用日の1箇月前に、館側と必ず利用打合せをいたします。
6. 選挙等特別な事業が入った場合は、双方で日程の変更等調整を行います。

第3号様式

スポーツ協会事務局		スポーツ協会総務課		回 議
常務理事	事務局長	課 長		
				下記の理由で 受 理 不受理 します。
所長				
				年 月 日 印

(あて先) _____ 年 月 日	
指定管理者 公益財団法人浜松市スポーツ協会会長	
住所 (所在地)	
氏名 _____ ⑩	
(名称及び代表者)	
電話 ()	
梶池緑地優先利用願	
梶池緑地の利用にあたり、次のとおり優先利用の取扱いを受けたいので、浜松市都市公園条例施行規則第4条第2項により願ひ出ます。	
記	
利 用 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 年 月 日 () 時 分
利 用 施 設	多目的広場
利 用 目 的 (行事の名称)	
利 用 内 容	スポーツ・文化イベント・集会・スポーツ興行・展示、販売・その他()
利 用 人 員	人
優先利用を 希望する理由	

連絡責任者 住所 〒 _____
氏名 _____

連絡先(自宅) _____
電話番号(携帯電話) _____

利用にあたり次のことを厳守いたします。

1. 優先利用許可後は、速やかに利用許可申請書を提出し利用料金を納付します。
2. 優先利用許可後は、第三者への権利の譲渡はいたしません。
3. 優先利用許可後は、利用の取消しは原則いたしません。
4. 後納の必要がある場合は、速やかに後納申請書を提出いたします。
5. 利用日の1箇月前に、館側と必ず利用打合せをいたします。
6. 選挙等特別な事業が入った場合は、双方で日程の変更等調整を行います。

第3号様式

スポーツ協会事務局		スポーツ協会総務課		回 議
常務理事	事務局長	課 長		
				下記の理由で 受 理 不受理 します。
所長				
				年 月 日 印

(あて先)	年 月 日
指定管理者	
公益財団法人浜松市スポーツ協会会長	
住所	
(所在地)	
氏名	印
(名称及び代表者)	
電話 ()	
御馬ヶ池緑地優先利用願	
御馬ヶ池緑地の利用にあたり、次のとおり優先利用の取扱いを受けたいので、浜松市都市公園条例施行規則第4条第2項により願ひ出ます。	
記	

利 用 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 月 日 () 時 分
利 用 施 設	多目的広場 庭球場 (全面・A面・B面)
利 用 目 的 (行事の名称)	
利 用 内 容	スポーツ・文化イベント・集会・スポーツ興行・展示、販売・その他 ()
利 用 人 員	人
優先利用を 希望する理由	

連絡責任者 住所 〒
氏名

連絡先 (自 宅)
電話番号 (携帯電話)

利用にあたり次のことを厳守いたします。

1. 優先利用許可後は、速やかに利用許可申請書を提出します。
2. 優先利用許可後は、第三者への権利の譲渡はいたしません。
3. 優先利用許可後は、利用の取消しは原則いたしません。
4. 利用日の1箇月前に、館側と必ず利用打合せをいたします。
5. 選挙等特別な事業が入った場合は、双方で日程の変更等調整を行います。

第3号様式

スポーツ協会事務局		スポーツ協会総務課		回 議
常務理事	事務局長	課 長		
				下記の理由で 受 理 不受理 します。
所長				
				年 月 日 印

(あて先) 年 月 日
 指定管理者
 公益財団法人浜松市スポーツ協会会長
 住所
 (所在地)
 氏名 ①
 (名称及び代表者)
 電話 ()

天竜川運動公園優先利用願

天竜川運動公園の利用にあたり、次のとおり優先利用の取扱いを受けたいので、浜松市都市公園条例施行規則第4条第2項により願ひ出ます。

記

利 用 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 月 日 () 時 分
利 用 施 設	第1野球場 (全面・A面・B面) 第2野球場 (全面・A面・B面) 第1ソフトボール場 (全面・A面・B面) 第2ソフトボール場 第3ソフトボール場 (全面・A面・B面・C面・D面) 第4ソフトボール場 (全面・A面・B面) 第1サッカー場 第2サッカー場 陸上競技場 第1緑地 第2緑地
利 用 目 的 (行事の名称)	
利 用 内 容	スポーツ・文化イベント・集会・スポーツ興行・展示、販売・その他()
利 用 人 員	人
優先利用を 希望する理由	

連絡責任者 住所 〒
 氏名

連絡先(自 宅)
 電話番号(携帯電話)

利用にあたり次のことを厳守いたします。

1. 優先利用許可後は、速やかに利用許可申請書を提出します。
2. 優先利用許可後は、第三者への権利の譲渡はいたしません。
3. 優先利用許可後は、利用の取消しは原則いたしません。
4. 利用日の1箇月前に、館側と必ず利用打合せをいたします。
5. 選挙等特別な事業が入った場合は、双方で日程の変更等調整を行います。

第3号様式

スポーツ協会事務局		スポーツ協会総務課		回 議
常務理事	事務局長	課 長		
				下記の理由で 受 理 不受理 します。
所長				
				年 月 日 印

(あて先)		年 月 日
指定管理者 公益財団法人浜松市スポーツ協会		
住所 (所在地)		
氏名 (名称及び代表者) ㊟		
電話 ()		
天竜川大平運動公園優先利用願		
天竜川大平運動公園の利用にあたり、次のとおり優先利用の取扱いを受けたいので、浜松市都市公園条例施行規則第4条第2項により願い出ます。		
記		
利 用 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 年 月 日 () 時 分	
利 用 施 設	多目的広場 庭球場 (全面・A面・B面・C面・D面) ゲートボール場	
利 用 目 的 (行事の名称)		
利 用 内 容	スポーツ・文化イベント・集会・スポーツ興行・展示、販売・その他()	
利 用 人 員	人	
優先利用を 希望する理由		

連絡責任者 住所 〒
氏名

連絡先(自宅)
電話番号(携帯電話)

利用にあたり次のことを厳守いたします。

1. 優先利用許可後は、速やかに利用許可申請書を提出します。
2. 優先利用許可後は、第三者への権利の譲渡はいたしません。
3. 優先利用許可後は、利用の取消しは原則いたしません。
4. 利用日の1箇月前に、館側と必ず利用打合せをいたします。
5. 選挙等特別な事業が入った場合は、双方で日程の変更等調整を行います。